

ヌジとアラブハの文書（紀元前14世紀）における女性と土地について（渡井・唐橋）
ある。

表 1

文書番号	用いられている表現	譲渡する者	譲渡される者	内容	嫁資返し	将来的に予定される譲渡
HSS 5 76 ³⁸⁾	<i>ana mulūgi</i>	父	娘	耕地 1 ANŠE (1.8ha)	靴 1 組, 織物 1 枚, 羊 1 頭, 豚 1 頭, 子豚 10 頭	(HSS 5 11 において) 孫娘, その 後, 彼女の 子供たちへ
HSS 19 71		父 + 兄弟	娘 / 姉妹	家 (40m ²)	銀 20 シェケル 形態は問わず (<i>hašahušennu</i>)	
HSS 19 76 ³⁹⁾		父	娘	耕地		
HSS 19 79 ⁴⁰⁾	<i>ana mulūgū</i> [ū]	父	婿	家 (53m ²)	ロバ 1 頭, <i>hullanu</i> 織物 1 枚, 錫 10 マナ	子供たちへ
HSS 19 108 + EN 9/1 139 ⁴¹⁾	<i>kīma</i> <i>mulūgišu</i>	兄弟	姉妹	家, 銀		
Gadd RA 23 No. 31 ⁴²⁾	<i>ana</i> <i>mulūgūti</i>	義兄弟	義姉妹	アラブハの 更地 (少なく とも 125.56m ²)	<i>šilannu</i> 織物 [1] 枚, <i>hullanu</i> 織物 1 枚, 15 シェケ ルの銀	
SCCNH 7 6 ⁴³⁾	[<i>ana mul</i>] <i>ūgūti</i>	義兄弟	義姉妹	アラブハの 家 (複数?)	銀 24 シェケル	

ほとんどの場合、嫁資には家が含まれている（HSS 19 71, HSS 19 79, HSS 19 108 + EN 9/1 139, SCCNH 7 6）。これらの家の位置が記されている場合、それらは受益者の父親（HSS 19 79）あるいは兄弟（HSS 19 71）の家の近くにある。面積はそれほど小さくなく、実際には父や兄の家の何室かを受け取ったか、彼女のために拡張部分が作られた可能性もある⁴⁴⁾。アラブハの小さな更地の場合もある（Gadd RA 23 No. 31）。

HSS 5 76 および HSS 19 76 では、娘は耕地を受け取っている。HSS 5 76 で Arim-turi が受け取った耕地がその後どうなったか、別の粘土板文書（HSS 5 11⁴⁵⁾）から追うことが可能である。「Arim-turi はその後祖母になり、孫娘（娘の娘）『Eluanza の結婚を、義理の娘（息子の妻）』Matkašar に委ね

ている。彼女は^fMatkašar に、父から嫁資として受け継いだ耕地を与え、^fMatkašar は、今度は^fEluanza とその未来の夫との子供たちにそれを譲渡することになっている。したがって、この一族の中では何世代にもわたって、耕地が女性によって受け継がれていたことがわかる。

2. 贈 与

嫁資や相続で父親から受け継いだものに加え、他の手段（贈与、購入、抵当）で、家族以外から土地を手に入れる女性たちもいた。

2.1. 特殊な場合：王家の贈与

アラプハの王 Ithi-Teššub の印章が押されている文書 HSS 14 4⁴⁶⁾ は、王が^fAmmin-naya という女性に家、果樹園、耕地を与えることを記録している。この女性は彼の義理の娘で、アラプハの最後の王 Hišmi-Teššub（この文書が作成された時点ではまだ王位に就いていなかったと思われる）の妃でもあり、さらに王子 Šilwa-Teššub の母であった可能性もある⁴⁷⁾。Ithi-Teššub は、彼女に、これらの所有地に関する粘土板文書、つまり権利書を与えている。それは、例外的に広い面積の譲渡である。領地の1つは107 ANŠE 以上（192ha 以上）の面積であり、これは裕福な人々の取引において言及される面積をはるかに上回る。しかも、もし裕福な人々がいくつかの土地を統合して大きな所有地を保有するに至ったとしても、そうするには取引を何度も繰り返すことになり（§ 4.1 参照）、一度に広大な面積を受け取ることは決してない。

この女性に関する別の重要な粘土板文書は HSS 9 1 である。これは、ミッタニ王国の印章の押された、ミッタニの王から Ithi-Teššub へ送られた手紙であり、^fAmmin-naya の土地の境界線を厳密に再決定するという趣旨のものである⁴⁸⁾。

ヌジとアラブハの文書（紀元前14世紀）における女性と土地について（渡井・唐橋）

この2件では、王家に属する、この女性の地位に関連する例外的な例が扱われている。他の文書も彼女の領地に言及しているが、彼女がそれらの土地もまた王家の贈り物から得たのか、あるいは他の手段で獲得したのかは知る事ができない⁴⁹⁾。

2.2. 他の贈り物

土地の贈与を受け取った女性はこの「Ammin-naya だけではない。これはヌジのある裕福な女性「Tulpun-naya に関係する一群の文書が証明している⁵⁰⁾。彼女の関連文書や、彼女の召使いたちの関連文書が、なぜかはわからないが王宮から見つかっている。これは全部で37枚の粘土板文書から成る。そのうち2枚は、証人の前で遂行された、「Tulpun-naya が受益者となる土地の贈与（彼女はほんのわずかな対価も支払っていない）に関する粘土板文書である。AASOR 16 16 においては、Enna-mati の息子である3人の兄弟たちが、1 GIŠ.APIN（1800m²）の果樹園を彼女に与えている。AASOR 16 20 では、「Yalampa という女性が、「Tulpun-naya に耕地、果樹園、家を与えている（それらの面積は明記されていない）。これらの贈与は、贈与する側の経済状態が厳しかったために、そうせざるをえなかった可能性もある。

3. 購 入？

不動産に関しては、売買を示す表現（ŠĀM / šīmu）はヌジでは非常に稀にしか現れない⁵¹⁾。しかし、土地と財産の交換を記録する文書はいくつかあり、これらは結局のところ売買と同じである。HSS 13 232 の場合がそれである。この文書では、Enna-mati の妻であり Tehip-Tilla の息子の妻である「Uzna は、動産と引き換えに、土地を入手している。「以下のよう
に、Ithišta の息子 Hišmiya は言う。『私は「Uzna の織物を受け取った。そ

して私は、4 ANŠE (7.2ha) の耕地を「Uzna に与える」と。彼は「Uzna から、耕地（の代金）の残りの銀を受け取るべし。」それに続く部分は破損している。

実際のところ、織物は耕地の値段全額には遠く及ばないであろう。だから売り手が、「Uzna に借金でもしていない限り、代金の補足分を要求するのは当然のことである。

4. 偽装養子縁組

ヌジでは、土地譲渡のほとんどは、「偽装養子縁組」の形をとる。この契約は養子縁組の体裁 (*tuppi mārūti*) を取っているが⁵³、これは別に本物の家族関係を作り出すわけではない。養い親は、相続財産の取り分 (HA.LA) として定義される不動産を養子に与える。養子は養い親に、耕地の代金に充当するような「贈り物 (NÍG.BA)」を贈る。J. Fincke によると、売買との違いは、養い親が、土地を手放すにもかかわらず、土地経営者のままであり、おそらくは収穫の一部を保有することができたことである⁵²。

このタイプの契約は数百に及び、その大部分では男性のみが当事者である。が、女性もまた養女（土地の受益者）や養母（土地を譲渡する側）として登場する。

4.1. 養 女

女性がこの方法で土地を入手するときにも、定型は *tuppi mārūti*（「息子の養子縁組の粘土板文書」）であり、*tuppi mārūtūti*（「娘の養子縁組の粘土板文書」）ではない⁵³。後者の表現は、結婚を伴う女性の養子縁組にのみ用いられる⁵⁴。養女となった女性は、養い親に、彼女たちが自分自身で所有している動産を与える。何度も養女となっている女性もおり、彼女たちの関連書類ファイルが再構成できる。以下3つの例を挙げよう。

ヌジとアラブハの文書（紀元前14世紀）における女性と土地について（渡井・唐橋）

4.1.1. ^fWinnirke の場合

もっとも数多くの文書に登場しているのは、^fTehip-Tilla の母親である ^fWinnirke の場合である。この家族のアーカイヴは、およそ 1000 枚以上の粘土板文書から構成されており、主要な遺丘（テル）の北西に位置する小さな丘の上にある家から発見された。このアーカイヴは、M. P. Maidman の博士論文のテーマとして取り上げられている⁵⁵⁾。^fTehip-Tilla 自身、200 回以上養子縁組を繰り返した。ということは、彼はこの方法で 200 以上の土地を手に入れたということになる。彼の母親の ^fWinnirke は、10 枚以上の粘土板文書で名が知られており、そのうちの 4 枚は、合わせて 31 件の養子縁組契約を記録した、概括的なものである。これらの文書は、この一族で活動が知られている第一世代に属しており、ヌジではもっとも古い年代のものである。そこでは *ana mārūti epēšu* という定型が用いられているが、HALA（取り分）や NÍG.BA（贈り物）という表現は使われていない。

以下は、4 枚の概括的な粘土板文書に記録された ^fWinnirke の養子縁組の表である（括弧内の数字は同じ粘土板文書に記録された契約の順番を示す）。

表 2

文書番号	養い親	土地	対価
JEN 82 ⁵⁶⁾ (1)	Hal-šenni (Mār-Adad の息子)	ヌジの家	銀 1 マナ
JEN 82 (2)	Tupkiya と Arpiya (Ar-Teššub の息子たち)	彼らの相続財産の一部であるヌジの家	銀 1 マナ
JEN 560 (1)	[… n]iya (Tumpa の息子)	耕地[x ANŠE]	銀 1 マナ
JEN 560 (2)	?	耕地[x ANŠE]	銀[…]マナ
JEN 560 (3)	Akap-tukke (Ar-šatna の息子)	耕地 1 ANŠE (1.8ha)	銀 1 マナ
JEN 560 (4)	Eteš-šenni (Ennaya の息子)	耕地 3 ANŠE (5.4ha)	銀 1 マナ
JEN 560 (5)	Akip-Teya ([…]ga の息子)	耕地 3 ANŠE (5.4ha)	銀 1 マナ

文書番号	養い親	土地	対価
JEN 560 (6)	Taribatu ([...]pa の息子)	耕地 3 ANŠE (5.4ha)	銀[...]マナ
JEN 560 (7)	Sin-im[itti] (Sin-at[...] の息子)	耕地 3 ANŠE (5.4ha)	銀 1 マナ
JEN 560 (8)	Aziya (Akip-apu の息子)	耕地 3 ANŠE (5.4ha)	銀 1 マナ
JEN 560 (9)	Iribiya (Bēl-ahhešu の息子)	耕地 2 ANŠE (3.6ha)	銀 1 マナ
JEN 560 (10)	Daliliya (Maši の息子)	耕地 2 ANŠE (3.6ha)	銀 1 マナ
JEN 560 (11)	Mikkiya (Tent[e...] の息子)	耕地 4 ANŠE (7.2ha)	銀 1 マナ
JEN 560 (12)	Adad-ēriš (Riš-Adad の息子)	耕地 2 ANŠE (3.6ha)	銀 1 マナ
JEN 560 (13)	Amiliya (Pula-nikir の息子)	耕地 2 ANŠE (3.6ha)	銀 1 マナ
JEN 560 (14)	[...]ia と Hašip-apu	耕地 3 ANŠE (5.4ha)	銀 1 マナ
JEN 561 (1)	Paišukummi (Zilip-atal の息子)	耕地 1 ANŠE (1.8ha)	銀[...]マナ
JEN 561 (2)	[...] (Arip-a[...] の息子)	耕地 7 <i>epinnu</i> (1.26ha)	銀 1 マナ
JEN 561 (3)	[...] (Šuruya の息子)	耕地 8 <i>epinnu</i> (1.44ha)	銀 1 [?] マナ
JEN 561 (4)	[...]	耕地 1 ANŠE (1.8ha)	銀 1 マナ
JEN 561 (5)	Kutukka (Tente の息子)	耕地 1 ANŠE 5 < <i>epinnu</i> > (2.7ha)	銀 1 マナ
JEN 561 (6)	Ithip-šarri (Turari の息子)	耕地 2 <i>epinnu</i> (3600m ²)	銀 1 [?] マナ
JEN 562 (1)	[...]	[...]	[...]
JEN 562 (2)	[...]	耕地[1 [?] ANŠ]E	[...]
JEN 562 (3)	Iššuya	耕地 7 GIŠ.APIN (1.26ha)	5[...]
JEN 562 (4)	Zilip-ukur	耕地 7 GIŠ.APIN [?] (1.26ha)	[...]
JEN 562 (5)	Arike	[...]	[...]
JEN 562 (6)	[...]	耕地[... GIŠ.A]PIN	[...]
JEN 562 (7)	[...]	耕地 1 AN[ŠE [?] x GIŠ].APIN	[...]
JEN 562 (8)	[...]	[...]	[...]
JEN 562 (9)	[...]	[...]	[...]

耕地面積は全部で 42 ANŠE (75ha 以上) になり、しかも磨耗して数字が残っていない粘土板文書も多いことを考えると、実際はもっと大きいということになる。彼女は大地所有者だったといえる。*Winnirke はまた 2

ヌジとアラブハの文書（紀元前14世紀）における女性と土地について（渡井・唐橋）

軒の家も受け取っており（JEN 82）、引き換えに銀を支払っている。支払った銀の額が残っている場合には、ほとんどいつも銀1マナ、つまり500gである（唯一の例外はJEN 562の3番目の契約である）。⁵⁷「Winnirkeは、この金額の工面がつくとすぐに土地に投資したようだ。銀1マナで、1ANŠE以下から4ANŠEに及ぶ面積を購入している。耕地の値段はその位置や質、さらには所有者の経済状況によってさまざまであったにちがいない⁵⁷。残っている数字だけでも、合計は、銀20マナ、つまり10kgに上るが、この銀を彼女がどこから手に入れたのかはわかっていない。

後の世代の時に作成された粘土板文書で、「Winnirkeの関係する養子縁組に触れているものが2件ある。が、これらにおける養父の名前は、上に挙げた4枚の粘土板文書には残っていない。彼らの名前は文書の欠損により残っていないか、もしくは、これらの養子縁組は4枚の文書に記録されたとはまた別の件で、彼女の養子縁組リストに新たに加えられるべきものであるか、どちらかであろう。このうちの1つの文書は、Šukriyaの息子Hanatuと、Tampuyaの息子Kelituが行った申し立てにより、耕地がAhlīyaから「Winnirkeに確実に与えられたこと、彼らはTehip-TillaとHaiš-Teššubの息子たち、つまり「Winnirkeの孫たちに対して異議申し立てをしないことを証明するものである（JEN 164⁵⁸）。もう1つは、「Winnirkeの5人の孫とKāniという人物の間で起こされた訴訟で、これは「WinnirkeがKāniの大叔父であるHanikuyaの養女となった時に受け取った、ヌジにある耕地1ANŠE 6GIŠ.APIN（2.88ha）に関するものである（JEN 324）。

JEN 504も「Winnirkeに関する文書の1つである。それには以下のように書かれている。「Haiš-Teššubの息子Aril-lumtiは、「Winnirkeの粘土板文書を受け取った。Aril-lumtiの印章。」同様にJEN 575では、Aril-lumtiはいとこであるEnna-matiから2枚の粘土板文書を受け取っており、そのうちの1つは「Winnirkeの養子縁組に関わっている可能性がある。Aril-lumtiは「Winnirkeの孫であり、相続財産に相当する粘土板文書を取ることがで

きた。JEN 504 と JEN 575 はどちらも Aril-lumti によって捺印されており、これらがもし領収書の類であるならば、北西の遺丘の家で見つかった「Winnirke に関する粘土板文書は、彼女の関連文書の一部に過ぎず、Aril-lumti によって受け継がれ持ち出されたものは発掘されていない可能性が高い。もしそうであるとすれば、彼女は、さらに多くの（のちに彼女の子供たちや孫たちによって分割された不動産に関係する）偽装養子縁組契約を行っていた、と考えるべきかもしれない。

4.1.2. 「Tulpun-naya の場合

「Tulpun-naya⁵⁹⁾ の関連書類の中で、8 枚の粘土板文書が、証人の前で養子縁組を行ったか、あるいは、判事の前で養い親が縁組を宣言したかのどちらかの形式をとっている。

表 3 「Tulpun-naya の養子縁組の要点一覧表

文書番号	養い親	土地と所有者	対価
AASOR 16 17	Nai-šerri (Naltuya の息子)	耕地 1 ANŠE (1.8ha) を Temtenaš へ	記載無し
AASOR 16 15	Watwa (Ṭāb-šarru の息子)	果樹園 315m ² を Temtenaš へ	弓 1 丁
AASOR 16 18	Hurpi-šenni (Hašiya の息子)	果樹園 1 GIŠ.APIN (1800m ²) を Temtenaš へ	羊 2 頭、精練された銀 1 シエケル (8g)、大麦 1 ANŠE (84 l)
AASOR 16 19	Irwi-šarri (Ṭāb-šarri の息子)	果樹園 1 kumānu (900m ²) を Temtenaš へ	羊 2 頭、銅 8 マナ (4kg)、 [...]
AASOR 16 21	Huip-āpu (Šurakka の息子)	果樹園 1 kumānu と ½ hararnu (1125m ²) を Zizza へ	4 歳牛 1 頭
AASOR 16 22	A [...]	果樹園 877m ²	[...] 1 シエケル (8g)
EN 9/2 27	Akkul-enni (Arite の息子)	果樹園 1 kumānu (900m ²) を Temtenaš へ	記載無し
EN 9/1 30+	Paše ² [...] と Akawe ([...] の息子たち); Hutiya (Hui-perha の 息子)	果樹園 1 kumānu (900m ²) を Temtenaš へ	[大麦] 3 ANŠE (252 l)

ヌジとアラブハの文書（紀元前14世紀）における女性と土地について（渡井・唐橋）

『Tulpun-naya は、1件の養子縁組で1 ANŠE（1.8ha）の耕地を、他の7件の養子縁組で果樹園を受け取った。彼女は、合計しておよそ6817m²の面積にいたる果樹園にとりわけ関心があったように思われる。耕地と5つの果樹園は、Temtenas⁶⁰⁾に位置していることから、彼女が、その地域で土地買収を展開しようとしたと考えられる。

彼女は、牛、羊、銀、銅、大麦、さらには弓等の様々な物を、その対価として支払った。2件の養子縁組では、いかなる対価も記載されていないので、贈与の場合のように、養い親は、何も受け取ることなしに土地を手放すからには、よほど強い経済的制約を受けなければならなかったのではないかと推測される。

4.1.3. 王妃『Tarmen-naya の場合

Tehip-Tilla⁶¹⁾の娘で、MUNUS.LUGAL（「王妃」）である『Tarmen-naya は偽装養子縁組に関する6枚の粘土板で、養女として言及されている。これらの粘土板文書は内容的にまとまりのあるグループを構成しているので、おそらく一緒に保存されていたと思われる。そのうちの2枚は、王宮から出土したと見なされているが、そもそもそれらは王妃に関わることなので、なんら不思議はないであろう。他はどこから出土したかわからない⁶²⁾。3枚の文書には、書記Šukri-Teššubの名前が記載されている⁶³⁾。『Tarmen-naya は他に言及されていないので、彼女がアラブハのどの王と結婚していたのかわからない。しかも、王は、都のアラブハにひとり、ヌジにひとりというように、複数の妃を有していた。彼女に関する文書はヌジから出土しているので、彼女はヌジに居住していた王妃であったと考えられる。

表4 『Tarmen-naya』の養子縁組の要点一覧表

文書番号	養い親	土地	対価
HSS 14 110 = 604 ⁶⁴⁾	Warza (Hašip-Tilla の息子)	1 ANŠE (1.8ha)	大麦 3 ANŠE 5 BÁN (294 l.)
HSS 14 112 ⁶⁵⁾	Tarmi-Tilla (Taya と Tehiya の息子)	1 ANŠE (1.8ha)	大麦 3 ANŠE 5 BÁN (294 l.)
EN 9/1 13	Namhea (Ar-zibni の息子)	6 + 3 GIŠ. APIN (1.62ha)	大麦 3 ANŠE 2 BÁN (268.8 l.)
EN 9/3 50	Taizzunni (Ha[lutta]の息子)	7 GIŠ.APIN (1.26ha)	大麦 3 ANŠE (252 l.)
EN 9/3 52 + EN 10/1 21 ⁶⁶⁾	Ehlip-apu (Šanhari の息子)	7 GIŠ.APIN (1.26ha)	[…]
EN 9/3 53	[…]	[n]GIŠ.APIN + [n]GIŠ.APIN	[…]

粘土板に記された土地は灌漑耕地で、Ulamme 地区の町 Atakkal の農業地帯に位置していた⁶⁷⁾。それらの耕地のうち少なくとも2つは、王妃の耕地と隣り合っていた⁶⁸⁾。つまり、彼女は、隣接する土地を徐々に自分の所有に加えながら、領地を拡大していったと考えられる。王妃が対価として支払う「贈り物」の記載が残っている場合には、それは常に大麦であった。この大麦は、彼女の所有耕地の経営から得られたものに違いない。

王妃のこのような経済活動は特別なものではなく、富裕な人々、まさに王国の富裕な女性たちと同じように行動しているにすぎない。

4.1.4. 他の養女の例

他に知られている養女のケースのうち、いくつかを次に上げよう。

- EN 9/1 15: 王宮の召使 Teššub-erwi が、王宮の女召使 『Zilim-ninu』を養女にした。彼は、30 マナの銅と羊2頭と引き換えにヌジにある家を彼女に与えた。
- Koschaker 1: Uzzukaya は 『Halaše』を養女とし、彼女に耕地一面積等の詳細は破損のため消失—を譲渡した⁶⁹⁾。この 『Halaše』という女性は、

ヌジとアラブハの文書（紀元前14世紀）における女性と土地について（渡井・唐橋）

Gadd RA 23, No. 31 においても言及されている（本稿 §1.3）。ここでは、彼女は、Šalap-urḫe によって妹として養子縁組をされている。彼は、彼女にアラブハにある土地を譲渡し、それが彼女の嫁資となった。この女性は、少なくとも2つの地所を、2人の異なる人物から、二つの異なる方法によって受け取ったことになる。

- AASOR 16 20（本稿 §2.2 参照）：¹Yalampa は、自分が偽装養子縁組で以前に取得していた耕地、果樹園、家を¹Tulpun-naya に与えた。

4.1.5. 総括

もし偽装養子縁組が、男性が土地を手に入れるために用いた特権的な方法であるならば、それは女性にとっても全く同じで、しかも一部の女性たちは、複数の縁組ができるほど裕福であった。彼女たちは、その方法で、家屋、果樹園、耕地等の不動産を受け取ったが、¹Tulpun-naya が果樹園を集めたように、ある種の不動産に集中することもあった。彼女たちが支払った対価は、彼女たちが大麦や金属、また、¹Tulpun-naya の場合は家畜等、様々な種類の動産を所有することができたことを示している。王妃¹Tarmen-naya の場合は大麦、¹Winnirke の場合は銀というように、一部の女性たちは、ある特定の財産を自分の自由に処分できたようである。

4.2. 養母

偽装養子縁組では、女性は土地を得ることもあるし失うこともある。例えば、Puhī-šenni と¹Winnirke の息子 Tehip-Tilla に財産を譲った人々の中に、ある時はひとりで、また、ある時はひとりあるいは複数の男性と一緒に言及されている女性たちがいる。例えば JEN 31 では、¹Šumuhdu が彼女の息子と一緒に養い親になっている（表5）。